

«お詫びと訂正»

『改正法対応 個人情報保護士認定試験 公認テキスト』

■本書（第3刷※）の記述で下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。（2025年1月23日現在）
※奥付（本書最終頁）にて、ご確認ください。

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
30	【参考知識：保有個人データといえる例（○）といえない例（×）】 11行目	☞ 委託元にとって個人データではない。	☞ 委託元にとっては <u>保有</u> 個人データではない。
35	2 地方公共団体の施策（法12条～14条）本文 2～3行目	…を講ずることに努めなければならない（法12条）。	…を講ずる <u>ものとする</u> （法12条）。 ※条文改正「令和5年4月1日施行」より
242	8 情報提供ネットワークシステム（番号法2条14項）本文 5行目	…総務大臣が設置し、及び管理するものをいう（番号法2条14項）。	… <u>内閣総理</u> 大臣が設置し、及び管理するものをいう（番号法2条14項）。
427	【参考知識：S/MIMEの概要】 1行目	<p>① 暗号化・復号 S/MIMEによる暗号化・復号の手順は、次の通りである。</p> <p>1. 送信者は、受信者が公開している公開鍵を入手して、受信者の公開鍵を用いて本文を暗号化し、メールに添付して送信する。 2. 受信者は、自分の秘密鍵を用いて復号する。 暗号化されたメール本文は、受信者の公開鍵と対になる秘密鍵でしか復号できないため、転送経路での覗き見を防止できる。</p>	<p>① 暗号化・復号 S/MIMEによる暗号化・復号の手順は、次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 送信者は共通鍵を用いて、本文を暗号化する。 2. 本文を暗号化する際に用いた共通鍵を、受信者が公開している公開鍵を用いて暗号化し、本文と一緒に送信する。 3. 受信者は、自分の秘密鍵を用いて共通鍵を復号する。復号した共通鍵を用いて、本文を復号することで閲覧可能になる。 <p>受信者の公開鍵で暗号化された共通鍵は、受信者の公開鍵と対になる秘密鍵でしか復号できないため、転送経路での覗き見を防止できる。</p>

■本書（第2刷※）の記述で下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。（2023年3月6日現在）
※奥付（本書最終頁）にて、ご確認ください。

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
85	【確報の報告期限】 3行目	…規則7条3号の事態（不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）の場合は、～	…規則7条3号の事態（ <u>不正の目的をもつて行われた</u> おそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）の場合は、～
244	（2）本文 3行目、5行目	通知カード	<u>個人番号カード</u>
253	13行目～	5号 委託、合併に伴う提供 10号 地方公共団体の機関が条例に基づいて提供する場合 14号 人の生命、身体又は財産の保護のための提供	6号 委託、合併に伴う提供 11号 地方公共団体の機関が条例に基づいて提供する場合 16号 人の生命、身体又は財産の保護のための提供

■本書（第1刷※）の記述で下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。（2023年3月6日現在）
※奥付（本書最終頁）にて、ご確認ください。

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
凡例 X	タイトル	【日本工業規格（JIS）関係】	【日本 <u>産</u> 業規格（JIS）関係】
6	①本文 2行目	日本工業規格	日本 <u>産</u> 業規格
7	①本文 3行目	日本工業規格	日本 <u>産</u> 業規格
34	第3節 タイトル	(法8条～14条)	(法8条～ <u>15</u> 条)
34	項目1 タイトル	(法8条～10条)	(法8条～ <u>11</u> 条)
34	最終行	(法8条)	(法 <u>9</u> 条)
35	3行目	(法10条)	(法 <u>11</u> 条)
35	項目2 タイトル	(法11条～13条)	(法 <u>12</u> 条～ <u>14</u> 条)
35	項目2本文 3行目	(法11条)	(法 <u>12</u> 条)
35	項目2本文 5行目	(法12条)	(法 <u>13</u> 条)
35	項目2本文 8行目	(法13条)	(法 <u>14</u> 条)
35	項目3 タイトル	(法14条)	(法 <u>15</u> 条)
65	(2)本文 4行目	(法24条4項の～)	(法 <u>21</u> 条4項の～)
85	【確報の報告期限】 3行目	…規則7条3号の事態（不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）の場合は、～	…規則7条3号の事態（不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）の場合は、～
163	第1節本文 9行目～	…又は保有個人データの開示請求（法33条1項）については、～	…又は保有個人データの開示請求（法33条1項） <u>若しくは第三者提供記録の開示請求（法33条5項において準用する同条1項）</u> については、～
163	図表44 最終行 手数料徴収	×	○
166	項目1本文	…又は保有個人データの開示請求（法33条1項）については、その実施に関し、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額の手数料を徴収することができる（法38条）。	…又は保有個人データの開示請求（法33条1項） <u>若しくは第三者提供記録の開示請求（法33条5項において準用する同条1項）</u> については、その実施に関し、合理的範囲内の額の手数料を徴収することができる（法38条）。

244	(2) 本文 3行目、5行目	通知カード	<u>個人番号カード</u>
253	13行目～	5号 委託、合併に伴う提供 10号 地方公共団体の機関が条例に基づいて提供する場合 14号 人の生命、身体又は財産の保護のための提供	<u>6号</u> 委託、合併に伴う提供 <u>11号</u> 地方公共団体の機関が条例に基づいて提供する場合 <u>16号</u> 人の生命、身体又は財産の保護のための提供
297	最終行	「リスクの回避」	「リスクの <u>保有</u> 」
339	【台帳等に含める項目】	・利用期限 ・件数（概数でよい）	・利用期限 ・ <u>保管期限</u> ・件数（概数でよい）
353	(1) 本文 5行目	日本工業規格	日本 <u>産</u> 業規格
476	解説イ 4行目	… 2週間以内ではない。	… <u>1か月</u> 以内ではない。
著者紹介		「東京エクセル法律事務所パートナー弁護士」を追加	